

障害者差別解消に関する普及啓発物の紹介 ～東京都福祉局～



令和6年4月1日から事業者による合理的配慮の提供が全国的に義務化されました！

東京都では、平成30年施行の「東京都障害者差別解消条例」により、都内事業者による「合理的配慮の提供」を義務としていますが、今年の4月から、障害者差別解消法の改正により、全国的に東京都と同様に、事業者による「合理的配慮の提供」が努力義務から「義務」となりました。

法改正を受けて改訂を行った「東京都障害者差別解消法ハンドブック」及び「東京都障害者差別解消条例パンフレット」を東京都福祉局のホームページに掲載しております。是非、御一読ください。

東京都障害者差別解消法ハンドブック

障害者差別を解消するために、都内の自治体職員や事業者の方々が、日々の活動の中で配慮すべき事項を分かりやすくまとめています。「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の説明」、対応の具体例を提示するとともに、様々な障害の特性についても分かりやすく説明しています。

(掲載URL)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/han_2024



障害者差別解消条例普及啓発パンフレット

社会の中で見受けられる障害者差別、都条例のポイント及び「合理的配慮の提供」について、分かりやすく紹介しています。

(掲載URL)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/pan_2024-1



対応等でお困りのことがありましたら御相談ください。

東京都障害者権利擁護センター

電話：03-5320-4223

syougaisyakenriyougo@section.metro.tokyo.jp

